

令和6年度 日本学生支援機構給付奨学金
(高等教育の修学支援新制度) 申請要項【家計急変採用】

1. 対象者

以下(1~4)全てに該当する者

※カッコ内のページ番号は「給付奨学金案内(家計急変採用)」のページ番号

- (1) 令和6年4月に本学学部在籍する学生(令和6年度新入生を含む)
- (2) 学業基準を満たす人(P10参照)
- (3) 家計基準・家計急変事由を満たす人(P11~P13参照)
- (4) その他定められた基準を満たす人(P8~P9、P15~16参照)



■ 給付奨学金案内(家計急変採用)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/__icsFiles/afieldfile/2024/03/15/kyuhen_annnai.pdf

2. 要件(家計急変特有)

以下(①~②)に該当する場合、高等教育の修学支援新制度の対象となります。

- ① 予期できない事由(家計急変の事由)により家計が急変し、かつ収入が減少し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある。
- ② 急変後の年収見込みにより収入基準を満たすことが確認できる。

3. 家計急変の事由

家計急変の事由に該当するかどうかは、「給付奨学金案内(家計急変採用)」のP6~7でご確認ください。

4. 留意事項

- 既に高等教育の修学支援新制度の給付奨学金奨学生として採用決定している人、申請中の人も家計急変者採用に申請可能ですが、家計急変者採用にて給付奨学生として採用されると、支援区分を3ヶ月毎に見直すため、家計急変採用の申込前より支給額が低くなる可能性があります。(7.「家計急変」申請における注意事項)を参照)
- 既に入学金・授業料を納入した人も、申請要件を満たす場合、申請可能です。
- 一方の生計維持者に家計急変事由が生じたことにより、既に現在家計急変採用として支援を受けている給付奨学生も、もう一方の生計維持者にも家計急変事由が生じた場合は、当該生計維持者の家計急変を理由として、再度家計急変採用に申請することが可能です。

5. 申請の流れ（スケジュール）

① 申請書類の受け取り

学生支援・社会連携課事務室前に配架している資料をお取りください。資料の郵送をご希望の場合は、下記〈郵送請求方法〉をご確認いただき、請求してください。

なお、マイナンバー提出書セット以外の書類は下記 HP からダウンロード可能です。



■ 大学 HP

https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/scholarship/jassoscholarship/kakeikyuhen

■ 申請書類

書類	備考
● <u>2024 年度版</u> 給付奨学金案内（家計急変採用）	
● スカラネット入力下書き用紙	給付奨学金案内（家計急変採用）に挟み込まれています。
● 自営業等の所得金額計算書	
● マイナンバー提出書セット（黄緑色の封筒）	
● 給付奨学金確認書	スカラネット入力下書き用紙 P16 と P17 の間に挟み込まれています。
● 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書	

〈郵送請求方法〉

返信用のレターパックライト及び、氏名、電話番号、メールアドレス、住所、郵送を希望する書類の名称（例：給付奨学金（家計急変）申請書類一式、マイナンバー提出セット 等）を記入したメモを同封し、学生支援・社会連携課経済支援係まで郵送してください。

郵送対応には数日かかりますので、郵送を必要とする人はお早めの請求をお願いいたします。郵送対応により申請期限に間に合わなかった場合でも、期限後の受付は認められません。

② 申請書類の提出

提出先窓口までご提出ください。なお、窓口への持参が難しい場合は、書留等の追跡できる形式でご郵送ください。普通郵便等で郵送し、大学にて書類が確認できなかった場合、大学では責任を負いかねますのでご注意ください。

提出期限	提出先
<u>家計急変事由発生日から3ヶ月以内</u> ^{※1※2}	学生支援・社会連携課経済支援係 3号館1階 (土日祝日を除く8:30-17:00)

※1 令和6年度入学者のうち、令和4年1月以降令和6年3月までの間に家計急変事由が発生した場合は、入学から3ヶ月以内

※2 次項「③スカラネット入力」日によって支援開始時期が決まりますので、早めの申請をお勧めします。

③スカラネット入力（インターネット入力）による申請

期限内に申請書類を提出された人に対し、スカラネット入力に必要な ID と PW 及びスカラネット入力（インターネット入力）期限を連絡しますので、指定された期限までに入力してください。

④日本学生支援機構へマイナンバーを提出

スカラネット入力後 1 週間以内を目途に「マイナンバー提出書」のセットに同封されている専用封筒で、直接日本学生支援機構へ郵送で提出してください。貸与奨学金も併せて申請する場合、マイナンバーの提出は 1 部で構いません。

⑤申請結果通知の交付

スカラネット入力日の属する月から支援が開始されます。（スカラネット入力日の属する月が振込開始月となるわけではありません。）

	時期
奨学金初回振込時期	奨学生採用月の 10 日前後
申請結果通知等の交付 [※]	申請月から 3 カ月後（予定）

※日本学生支援機構の審査状況によって、結果通知が遅くなる場合があります。

6. 提出書類

学生支援・社会連携課経済支援係に提出する書類

給付奨学金案内（家計急変採用）P20～24 を確認の上、書類を作成してください。

	提出書類	対象	注意事項
1	申請書類チェック表	全員	
2	スカラネット入力下書き用紙	全員	大学 HP に掲載している「記入上の注意」を参考に作成してください。
-	スカラネット入力下書き用紙のコピー（控え用）	提出不要	控えとしてコピーを手元保管してください。
2	給付奨学金確認書（原本）	全員	
3	「給付奨学金申請書（家計急変採用）確認事項提出書」（原本）	全員	
4	家計急変に関する証明書類	全員	急変事由によって提出書類が異なります。詳細は「申請書類チェック表」でご確認ください。
5	[A 様式 1] 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（Web 入力要）	全員	次項〈授業料等減免申請の Web 入力について〉をご確認ください。
6	学修計画書（Web 入力要）		

	提出書類	対象	注意事項
7	履修計画申告書	3年次 編入生 のうち 対象者 のみ	編入学後3年間で卒業する履修計画を立てており、奨学金上、編入した年次を2年次相当として取り扱うことを希望する人は、様式をHPよりダウンロードし提出してください。
8	生計維持者の「海外居住者のための収入基準額計算ツール兼申告書」および必要書類 ※本人又は生計維持者が令和5年1月1日の時点で日本国内に居住していない人のみ	左記※ の該当 者のみ	マイナンバーで収入情報が取得できないため、別途収入証明書類が必要です。 対象者は事前に学生支援・社会連携課経済支援係までご連絡ください。 必要書類をご案内します。
9	在留資格・在留期間証明書類	該当者 のみ	外国籍の人のみ
10	施設等在籍証明書 等	該当者 のみ	児童養護施設や里親に養育されていた人のみ

<授業料等減免申請の Web 入力について>

3月（又は9月）に授業料等減免申請を行わなかった人は、下記のとおり Web 入力により授業料等減免申請を行い、「5.大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」、「6.学修計画書」を提出してください。

■入力・書類提出方法

Web 入力 URL : <https://portal.student.kit.ac.jp/ead/>

- ① 上記 URL にアクセスし、情報科学センターの ID 及びパスワードによりログイン。
- ② マイページ→各種申請→入学金・授業料免除等申請 へ進む。
- ③ 高等教育の修学支援新制度（家計急変） の「申請する」をクリック。
- ④ 画面に従い、必要事項を入力。
- ⑤ 必要事項を全て入力し、登録完了後、「申請書出力」「学修計画書出力」をクリックし、PDF ファイルをダウンロードする。
- ⑥ ダウンロードした PDF ファイル（2 枚）を A4 サイズで印刷し、提出する。

【注意事項】

3月（又は9月）に授業料等減免申請を行わなかった人には4月（又は10月）に授業料振込用紙が届きますが、授業料は支払わないでください。授業料の口座振替を登録している人は4月27日（10月27日）に指定口座より授業料が引き落とされますので、引き落としを防ぎたい場合は、引落日の前日までに口座の残高を授業料の金額未満にしておいてください。（引き落としされた後、授業料の全額又は一部免除が決定した場合は、免除相当額を返還します。）

日本学生支援機構に提出する書類

スカラネット入力後 1 週間以内に日本学生支援機構に提出してください。

※貸与奨学金と併せて申し込む場合、提出は 1 部で可

	提出書類	注意事項
1	マイナンバー提出書	生計維持者（父母両方※）による署名が必要 ※ひとり親世帯の場合は、どちらかのみ
2	番号確認書類	学生本人、生計維持者（父母両方※）全員のマイナンバーが確認できる書類 ※ひとり親世帯の場合は、どちらかのみ
3	身元確認書類	学生本人の身分証明書類

7. 「家計急変」申請における注意事項

- 家計の急変による支援の認定を受けた人は、支援認定から 15 ヶ月経過するまでは、「3 ヶ月毎に」家計状況の審査が行われ、支援区分の見直しが行われます。そのため、既に高等学校等や本学で「給付奨学金」を申請している人は、既に決定している支援区分の奨学金金額より、受給額が少なくなる場合や、0 円となる場合もあり得ますので、十分ご注意の上、申請してください。（特に、既に第 I 区分の支援が決定している人は、「家計急変」による申請を行っても、支援額が増える事はありません。）
- 一旦「家計急変」の区分で給付奨学生として採用されると、通常の給付奨学生への切り替えはできません。

8. その他

第一種貸与奨学金の併給制限

- 日本学生支援機構貸与奨学金の第一種を併給する・している場合、給付奨学生として採用後は、第一種奨学金の月額が減額されることがあります。詳細は給付奨学金案内（家計急変採用）P19 を確認し、必要に応じて、第二種奨学金への申請も検討してください。

適格認定

- 給付奨学生として採用後も、定期的に学業及び家計要件を満たしているか認定が行われ、要件を満たしていない場合、奨学金が停止又は廃止となることがあります。
- 家計急変による認定者の場合、支給開始年月から 6 ヶ月経過後、3 ヶ月毎（提出した給与明細等の証明書が 12 ヶ月分以上となった後は、1 年毎）に、家計急変に該当する生計維持者の所得に関する証明書類を提出し、それらの書類に基づき、3 ヶ月毎に支援区分の見直しがあります。（授業料減免の認定についても、月割りで 3 ヶ月毎に減免額が見直されます。）
- 学業成績に係る要件及び家計要件のうち資産額に係る要件は、1 年毎に確認し、支援区分の見直しがあります。

奨学生採用後、さまざまな手続きを学生が行うこととなります。必ず学生が責任を持って手続きを行い、内容を理解したうえで申請してください。

<本件問合せ先・書類提出先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町 1 番地

京都工芸繊維大学学生支援・社会連携課 経済支援係 （3 号館 1 階）

TEL : 075-724-7143（平日 8 : 30 ~ 17 : 00） E - MAIL : shogaku@jim.kit.ac.jp